

社外重役

Selected Clients & Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド
 東京本社)東京都千代田区丸の内2-4-1 丸ビル10F
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439
 大阪支社)大阪府北区中之島3-3-23 中之島ダイビル9F
 Tel.06-6448-2004 Fax.06-6448-0539

マーケティング

ネットショッピング、1世帯月額3万円 利用世帯の支出総額に占める割合8.2%

総務省の家計消費状況調査によるとネットショッピング購入の世帯の割合が急上昇中で、2015年は02年の5.2倍にまで拡大した。

元々この調査は、購入頻度が少ない高額な財(商品)・サービスへの支出を調査するのが主な目的。昨年1月調査分から「インターネット利用の1世帯当たり1か月間の支出」を新たな調査項目を加えた。毎月、統計上の抽出方法に基づき、30,000世帯を選定して調査を行う。

この結果表は、地域・世帯主の属性・世帯属性別に、ネットショッピングでの各品目への1世帯当たり1か月間の支出額を集計したもの。このため既存の調査表もほとんど「新編成」となったのでデータ利用には注意が必要だ。今やネットの存在が大きな比重を占めている。

ネット利用の今年1月の確報(支出額及び利用世帯割合)が発表された。▽ネット利用の支出額7,900円/前年同月比(支出総額に占める割合2.6%、前年同月差0.4ポイント低下)▽ネット利用1世帯当たりの支出額29,970円(ネット利用世帯の支出総額に占める割合8.2%/前年同月差0.8ポイント低下▽ネット利用世帯の割合26.4%/前年同月差1.6ポイント低下と微減した。

微減した理由は正月連休で外出が多かったため。町中の実店舗ではベッド、ゲーム機など高額商品が売れた。ネット利用は自宅用商材が主だが、消費者は商材で使い分けている。

税務会計

住宅ローン控除に「非居住者」も適用 「多世代同居改修工事」で二世帯も対象

2016年度税制改正では、非居住者にも住宅ローン控除等の適用が拡大され、また、「多世代同居改修工事」に係るリフォーム減税が創設される。現行の住宅ローン控除等の規定では、「居住者」が住宅の取得等をし、居住の用に供した場合に限り、控除等の適用が受けられる。そして所得税法では、居住者とは国内に住所を有し、又は現在まで引き続き1年以上居所を有する個人をいい、居住者以外の個人を「非居住者」と規定している。

このため、例えば、長期海外勤務により非居住者となっていた会社員が、帰国後に居住者として住宅の取得等をした場合は住宅ローン控除等が適用されるのに対して、帰国後の住居の確保のために前もって非居住者期間中に住宅を取得等した場合は適用されなかった。

今後海外勤務をする者の増加が見込まれることから、改正では控除等の適用対象者を「居住者」から「個人」に見直し、居住者以外でも特別控除の適用ができるように整備した。

この改正は、2016年4月1日以後に取得・増改築等する住宅から適用される。

また、2016年度税制改正大綱で盛り込まれていた「三世帯同居改修工事をした場合のリフォーム減税の創設」は、法案では「多世代同居改修工事等」と改められ、「三世帯」だけでなく、「二世帯」同居のための改修工事を行った場合等でも適用できるようになるようだ。

今週のキーワード

自宅用商材

自宅用商材の支出割合は食料(15.9%)、家電(7.9%)、家具(2.3%)、衣類・履物(12.5%)、化粧品(4.2%)、自動車等関係用品・パーツ(1.8%)、書籍(2.5%)、旅行関係費(宿泊料、運賃、パック旅行費)(19.5%)、チケット(2.8%)、その他の商品・サービス(13.0%)。ただし航空券の購入はネット経由が4割を占める。世帯主の年齢階級別の支出総額は50歳代が最も多く、利用世帯の年間支出額は40万8千円。若年層人口の多い神奈川県が最も高い購入割合を示し、埼玉県、東京都が続く。